

市民参加・市民協働のまちづくりを進めるために

茂原市まちづくり条例

推進アクションプランを策定

市では、「茂原市まちづくり条例」に基づく市民参加・市民協働のまちづくりを確実に推進していくため、条例に規定した各項目に基づいて取り組むべき内容とそのスケジュールをまとめた工程表である「茂原市まちづくり条例推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」）を策定しました。今月号では、その主な内容についてお知らせします。

アクションプランの全文については、企画政策課ウェブページをご覧くださいだけです。<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

◆条例の位置付け

（第2条）

ま ちづくり条例の「まちづくりの基本を定めるもの」という位置付けを担保するため、他の条例等の制定改廃にあたって、まちづくり条例との整合性を意識し、条例等の審査を行います。

に努めます。

また、公共データの利活用

の促進を図るため、いわゆる「オープンデータ」の公開に取り組みます。

◆情報公開

（第6条）

情 報公開条例に基づき、情報の適正な公開を図るとともに、審議会等の会議の公開や会議録等の公表に努めます。

また、議会においては、議会報告会の開催やインターネットによる本会議の映像配信などに取り組みます。

◆市政に関する情報の共有

（第5条）

市 政に関する情報を市民等と共有するため、広報やウェブサイトを通じて積極的な情報発信に努めるとともに、報道機関への情報提供

◆個人情報の保護

（第7条）

個 人情報保護条例に基づく個人情報保護の適正な取り扱いについて、職員研修の実施等により、認識の徹底を図ります。

また、「市長への手紙」へ寄せられた意見等の積極的な公表に努めます。

◆説明責任・応答責任

（第8条）

市 政に対する意見・要望等に関する情報の共有を図るため、「市長への手紙」へ寄せられた意見等の積極的な公表に努めます。

◆市民等の権利

（第9条）

市 民参加の意義と重要性について、さまざまな機会を捉えて周知啓発を図ります。また、新たに策定した「市民活動支援指針」について、職員や市民に周知を図るとともに、市民活動支援のための窓口の充実に努めます。

する結果についても、ウェブサイトで公開していきます。

◆地域まちづくり協議会

（第17条）

地 域における多様な主体による課題解決を図る場としての地域まちづくり協議会の設立に際し、必要となる支援を行います。

◆協働によるまちづくり

（第18条）

協 働によるまちづくりの推進を図るため、市民活動団体による協働事業の提案制度を創設します。

◆市長の役割と責務

（第22条）

多 くのの方に各種広聴事業へ参加していただけるよう、周知に努めます。また、市民ニーズや社会経済状況の変化に対応するため、組織の改正や職員の資質向上に努めます。

◆市政への参加の機会の保障

（第11条）

住 民説明会やアンケート、審議会などの多様な手法を用いて、市政に参加する機会を保障するとともに、パブリックコメント（意見公募）手続について、多くの意見提出を促進するため、積極的な情報提供等に努めます。また、提出された意見に対

◆職員の役割と責務

（第24条）

職 員の創意工夫を行政運営に反映することができるよう、職員提案制度の充実に

